

## 宇和島市津波緊急避難路等整備事業補助金の概要

### 1. 目的

南海トラフ地震による甚大な津波被害が想定される地域において、津波緊急避難路の整備と維持管理を進めることで避難対策を強化し地域の防災力を高める。

### 2. 事業内容

市指定の津波緊急避難場所に通じる避難路等の整備を行う自治会に対して補助金を交付するもの。なお、次の(1)津波緊急避難場所及び(2)避難路を合わせて「避難路等」という。

#### (1) 津波緊急避難場所

地震、津波等が発生した際に一時的に避難することができる場所を指す。

#### 市指定の津波緊急避難場所の確認方法

各世帯にお配りしている、「2022 宇和島市総合防災マップ」  
「WEB ハザードマップ」を活用して地域の津波緊急避難場所を確認することができます。



総合防災  
マップ



WEB  
ハザード  
マップ

#### (2) 避難路

津波緊急避難場所への経路であり、以下の条件に該当するもの

- ① 経路の起点が津波災害警戒区域内にあること。
- ② 津波到達予想時間内に避難場所まで避難できると認められること。
- ③ 人が安全に避難することができる幅員を有し、車両用でないこと。

#### (3) 実施主体

津波災害警戒区域内の自治会

#### (4) 補助対象

次に掲げる新設又は修繕工事等

舗装、擁壁、手すり設置、防護柵設置、停電対応照明設備、防災倉庫設置

※防災倉庫内の資機材は対象外

### (5) 補助率及び上限額

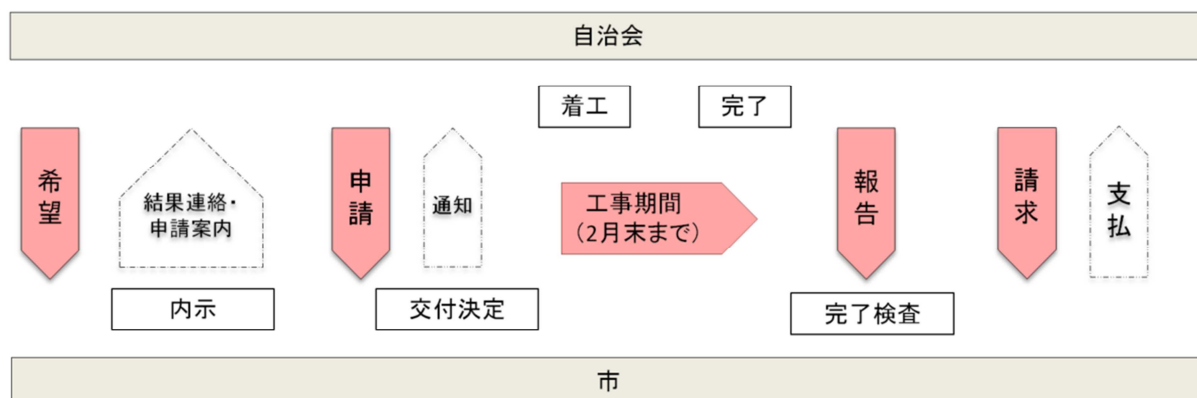
補助対象経費	補助率
避難路等の整備に要する経費（避難場所の附帯設備のうち神社、仏閣及び墓地等に係るもの）	1/2 以内
上記以外	2/3 以内

補助対象事業	限度額
擁壁工事	800 万円
上記以外	100 万円

※ 県・市が整備した、又は県・市の補助金により整備した設備で、耐用年数に満たないものは対象外。

※ 1,000 円未満は切捨てとなります。

### 3. 事業の流れ



※ 概算払も可

### 4. 事業の実施期間

補助金交付決定日から申請年度の3月31日まで

※交付決定を受ける前に着工した場合、補助金の対象外となります。

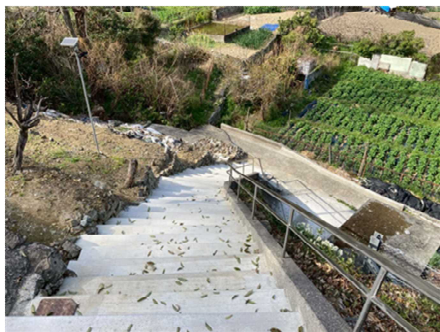
※期日までに工事を完了し、実績報告書を市へご提出ください。

### 5. 留意事項

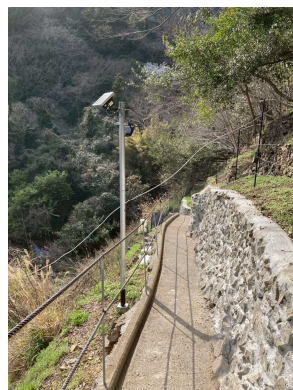
- ・本調査票を提出いただいた場合でも補助金を必ず受けられるものではありません。
- ・結果及び申請方法は、書面にて自治会長へ連絡します。
- ・予算の範囲内で随時受け付けますので、早めに本事業のご活用を検討ください。

## 6. 過去の整備事例

### 舗装



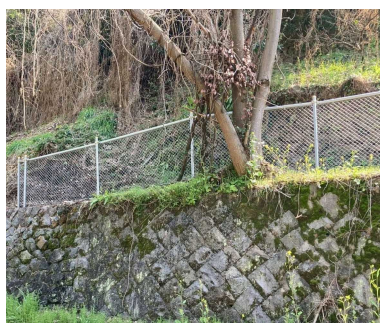
### 停電対応照明設備



### 手すり設置



### 防護柵設置



### 防災倉庫



## 7. Q & A

	質 問	回 答
1	既に設置した設備等は対象とならないか。	交付決定後に着工するものが対象となります。
2	県及び市により過去に整備された設備の補修や交換等のための経費は、今回の補助対象となるのか。	過去に整備された設備の補修や交換等のための経費は補助の対象外となります。ただし、前回補助対象となった箇所（避難路等）で、例えば前回舗装のみ実施していた箇所において新規に停電対応照明設備を設置するなど、別の設備の整備を行う場合は補助対象となります。
3	希望調査はいつまでに提出が必要か。	随時、受付をしていますが、予算には限りがあるうえ、手続きには時間を要しますので、工事期間を十分に確保するために早めに希望を提出してください。
4	破損や老朽した照明設備等の施設の修繕は補助対象となるのか。	地元住民により設置されていた設備に不足がある場合などは補助対象となり得ますが、現に夜間の避難に危険があるのかどうか判断を要するため、事前にご相談ください。
5	私有地内に施設を整備したい場合、その施設整備も補助対象となるのか。	整備後も避難路等として確実に使用できる環境を整えることができるなど、本事業の目的達成のための必要な整備と認められる場合、補助対象として認めます。なお、トラブルを防ぐため土地使用承諾書の提出をお願いします。
6	津波災害警戒区域内に整備する該当施設も補助対象となるのか。	津波災害警戒区域外への避難場所まで誘導する照明設備など津波からの避難に資するものであれば補助対象となります。
7	交付申請時の添付資料の見積書は、複数社の見積書が必要か。	事業費の規模によって必要な見積書の数が異なります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50 万円以上 : 3 社</li> <li>・ 50 万円未満 : 2 社</li> </ul> ※希望調査の段階では 1 社で可。

8	施設を整備した後、整備に必要な条件を満足できなかった場合、何かペナルティがあるのか。	補助金交付決定通知書に記載された補助条件に違反した場合や、交付要綱に定めのある事由に該当した場合は補助金の返還等を求める場合があります。
9	施設整備を実施中に工事内容に変更が生じ、当初の予定金額から変動しても差し支えないか。	申請した内容に変更が生じる場合は、事前に計画変更承認申請書の提出が必要です。変更承認前に工事等を実行すると、補助の対象外となることがあります。変更が見込まれた時点で、速やかに担当にご連絡ください。
10	整備した施設が風水害等で破損した場合、対応はどうするのか。直してもらえるのか。	整備した施設の維持管理は原則、自治会の責任において行っていただきますが、防災関係補助金の要件に該当する場合もありますので、別途ご相談ください。
11	舗装は、避難路のみでなく、避難場所でも実施可能か。	津波からの避難に資するものであれば、避難場所での舗装整備も可能です。
12	舗装工事はアスファルト舗装とコンクリート舗装のどちらも対象となるのか。	津波からの避難に資するものであれば、どちらも補助の対象となります。
13	照明設備はどのような規格のものを想定しているのか。視線誘導鋸（デリネーター）も対象となるのか。	南海トラフ地震に備える事業の趣旨から、大規模地震時の停電に備えるため、ソーラー発電タイプの照明設備を想定しており、夜間の津波からの避難に資するものとして認められれば、視線誘導鋸（デリネーター）も補助の対象とします。
14	防災倉庫設置とは、倉庫内の資機材整備についても補助対象となるのか。	<p>倉庫内の資機材の購入については、今回の補助対象外です。購入にあたっては、以下の補助金の活用をご検討ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自主防災組織活性化支援事業補助金</li> <li>② 自主防災組織結成支援事業補助金</li> <li>③ 自主防災組織等防災活動補助金</li> </ul>

15	草刈り等、現場の維持費は補助してもらえないのか。	<p>自助・共助による避難路等の利用を目的にしているため、用具支給等の支援は考えておりません。</p> <p>なお、14 に示す市補助金を活用できる場合がありますので、あらかじめ担当者にご相談ください。</p>
16	清掃・訓練等は実施する必要があるのか。	<p>清掃は、雑草の繁茂等に対応して適切な時期に実施し、有事の際にスムーズな避難ができるよう日頃から整備に努めてください。訓練は定例化することで、住民の避難意識の向上を図るため、毎年実施することが望ましいと考えます。</p>

## 9. 問合せ先

宇和島市役所危機管理課 危機管理係

〒798-8601 宇和島市曙町1番地 Tel:0895-49-7006 (課直通)

Fax:0895-24-6094 E-mail:kikikanri@city.uwajima.lg.jp